

**解答解説**

# **2024年度前期・社福国試対策**

**障がい福祉**



## 【障害者に対する支援と障害者自立支援制度】



障害者等の法律上の定義に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 「障害者虐待防止法」における障害者とは、心身の機能の障害がある者であって、虐待を受けたものをいう。
  - 2 「障害者総合支援法」における障害者の定義では、難病等により一定の障害がある者を含む。
  - 3 知的障害者福祉法における知的障害者とは、知的障害がある者であって、都道府県知事から療育手帳の交付を受けたものをいう。
  - 4 発達障害者支援法における発達障害者とは、発達障害がある者であって、教育支援を必要とするものをいう。
  - 5 児童福祉法における障害児の定義では、障害がある者の中、20歳未満の者をいう。
- (注) 1 「障害者虐待防止法」とは、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」のことである。
- 2 「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

### Point

障害児者の定義を正確に理解することは、法律の適用や支援策の実施において極めて重要である。障害者虐待防止法や障害者総合支援法、児童福祉法など、それぞれの法律において定義が異なるため、これらを注意深く読み解き、定義の違いを把握することが求められる。

- 1 × 障害者虐待防止法における障害者とは、「障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう」と定義されており(同法第2条第1項), 障害者基本法第2条第1号において、障害者とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されている。
- 2 ○ 障害者総合支援法における障害者の定義では、難病等により一定の障害がある者を含む。同法において、障害者とは、「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する精神障害者(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。)のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう」と定義されている(同法第4条第1項)。
- 3 × 知的障害者福祉法では、知的障害者を定義していない。また、療育手帳は、厚生省(当時)が1973年(昭和48年)に発出した通知「療育手帳制度について」がガイドラインとなっており、この通知に基づき、各都道府県や指定都市が独自に判定基準や交付方法を定めて実施している。
- 4 × 発達障害者支援法において、発達障害者とは、「発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう」と定義されている(同法第2条第2項)。なお、発達障害は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義されている(同法第2条第1項)。
- 5 × 障害児とは、「身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう」と定義されており(児童福祉法第4条第2項)、また、同法において、児童とは、「満18歳に満たない者」をいうと定義されている(同条第1項)。

解答 2



### 【障害者に対する支援と障害者自立支援制度】



障害者福祉制度の発展過程に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 1949年（昭和24年）に制定された身体障害者福祉法では、障害者福祉の対象が生活困窮者に限定された。
- 2 1987年（昭和62年）に精神衛生法が精神保健法に改正され、保護者制度が廃止された。
- 3 2004年（平成16年）に改正された障害者基本法では、障害者に対する差別の禁止が基本理念として明文化された。
- 4 2005年（平成17年）に制定された障害者自立支援法では、利用者負担は所得に応じた応能負担が原則となった。
- 5 2011年（平成23年）に障害者基本法が改正され、法律名が心身障害者対策基本法に改められた。

### Point

障害者福祉制度の発展過程を問う本問題を解くにあたっては、歴史的な変遷を理解し、現行制度の基礎となっている理念や目的を把握することが重要となる。特に、障害者基本法は、障害者関連の諸法律の中心的な役割を果たしていることから、障害者基本法の理解を深めることは、障害者福祉制度全体の枠組みを把握する上で不可欠である。

- 1 × 1949年（昭和24年）に制定された身体障害者福祉法の、制定時における身体障害者の定義は、「別表に掲げる身体上の障害のため職業能力が損傷されている18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう」と規定されており（同法第4条），生活困窮者に限定されているわけではない。
- 2 × 保護者制度は、2013年（平成25年）の精神保健福祉法の改正に伴い廃止された。1987年（昭和62年）の精神衛生法の改正ではない。保護者制度の廃止により、医療保護入院の要件が、精神保健指定医1名の診断及び家族等のうちいづれかの者の同意に変更され、また、医療保護入院者の退院を促進するため、病院の管理者には退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課された（2014年（平成26年）4月1日施行）。なお、2022年（令和4年）の改正により、家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長の同意により医療保護入院を行うことができることとなった（2024年（令和6年）4月1日施行）。
- 3 ○ 2004年（平成16年）に改正された障害者基本法では、障害者に対する差別の禁止が基本理念として明文化された。具体的には、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定された（同法第4条第1項）。
- 4 × 2005年（平成17年）に制定された障害者自立支援法では、利用者負担はサービスの利用に応じた応益負担が原則であった。その後、利用者の負担上限月額が大幅に引き下げられたため、実質的には利用者の能力に応じた負担となっていた。こうしたことを受け、2010年（平成22年）に同法が改正され、「応能負担」の原則が採用された。
- 5 × 1993年（平成5年）に心身障害者対策基本法が改正され、法律名が障害者基本法に改められた。これにより、従来の心身障害者に加え、精神障害により長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者についても、新たに「障害者」として位置づけられることとなった。なお、2011年（平成23年）の改正では、「障害者」の定義に「社会的障壁」が新たに加えられ、社会モデルの考え方が条文上に明記されることとなった。

解答 3



### 【障害者に対する支援と障害者自立支援制度】



「障害者総合支援法」における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の役割に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 障害福祉サービスを利用する障害者等に対して、サービス等利用計画案を作成する。
- 2 障害福祉サービスを利用する障害者等に対して個別支援計画を作成し、従業者に対して、技術指導、助言を行う。
- 3 障害福祉サービスを利用する障害者等に対して、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行う。
- 4 一般就労を希望する障害者に対して、就業面と生活面の一体的な相談、支援を行う。
- 5 障害福祉サービスを利用する障害者等に対して、支給決定を行う。

#### Point

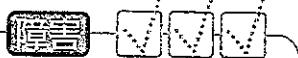
問題58は、障害者総合支援法（以下、法）における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の役割を問う問題である。まず、「特定相談支援事業」ではどういうサービスを提供するのかをおさえる。あわせて、相談支援専門員の業務範囲をしっかりと理解することで解答ができる基本的な問題である。

- 1 ○ 法第5条第18項において、「この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、（中略）「計画相談支援」とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、（中略）「特定相談支援事業」とは、基本相談及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう」と規定されている。障害福祉サービスを利用する障害者は、サービス等利用計画案を支給決定機関である市町村に提出しなければならない。サービス等利用計画案を作成するのが、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の役割である。ただし、障害者自身が作成するサービス等利用計画（セルフプラン）の提出も認められている。
- 2 × 選択肢は、サービス管理責任者の役割である。障害福祉サービス事業所（居宅介護、重度訪問介護、行動援助、同行援護及び重度障害者等包括支援に係る事業所は除く）にはサービス管理責任者が必須配置である。サービス管理責任者は、障害福祉サービスを提供する事業所で利用者の自己決定権を尊重した上で、個別支援計画を作成し、事業所内の職員と連携を図るとともに、関係機関との連絡・調整を行う職種である。なお、児童福祉法に規定されている事業所の場合は、児童発達支援管理責任者が置かれる。
- 3 × 障害福祉サービスのうち、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行うのは、法第5条第2項に規定されている居宅介護である。居宅介護の提供にあたる従業者は、介護福祉士等である。
- 4 × 一般就労を希望する障害者に対して、就業面と生活面の一体的な相談、支援を行うのは、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に規定されている障害者就業・生活支援センターである。障害者就業・生活支援センターには就業支援担当者と生活支援担当者が配置され、一般就労を目指す障害者に就業面と生活面の一体的な支援を行っている。なお、障害者総合支援法に基づき、一般就労を希望する障害者に提供されるサービスには、就労移行支援がある。
- 5 × 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行う（法第19条第2項）。支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村に申請しなければならない（法第20条第1項）。

解答 1



## 【障害者に対する支援と障害者自立支援制度】



「障害者総合支援法」による自立支援医療に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 自立支援医療の種類には、更生医療が含まれる。
- 2 自立支援医療の種類にかかわらず、支給認定は都道府県が行う。
- 3 利用者の自己負担割合は、原則として3割である。
- 4 精神通院医療では、精神障害者保健福祉手帳の所持者以外は支給対象とならない。
- 5 利用者は、自立支援医療を利用する場合には、自由に医療機関を選択できる。

### Point

自立支援医療の目的と対象及び利用者負担について理解しておくことが求められる。自立支援医療は、心身の障害を除去、軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度である。年齢と障害の種類によって使えるものが異なるため、必ず、年齢と対象者をセットで理解することが求められる。利用者負担は、応能負担（所得に応じて、1か月あたりの負担額を設定）である。

- 1 ○ 自立支援医療の種類には、①更生医療（18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者）、②育成医療（18歳未満の身体に障害を有する児童）、③精神通院医療（精神疾患を有する者で、通院による継続的な治療が必要な者）の三つがある。
- 2 × 障害者総合支援法（以下、法）第52条第1項において「自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない」と規定されており、更生医療と育成医療については、市町村が支給認定を行うこととなっている一方で、精神通院医療については、都道府県・指定都市が支給認定を行う（障害者総合支援法施行令第3条）。
- 3 × 自立支援医療の利用者負担については、応能負担（所得に応じて1か月あたりの負担額を設定）の仕組みをとっている。したがって、原則3割負担ではなく、世帯の所得状況等に応じて負担上限月額が決まる。ただし、自己負担限度額が自立支援医療に要した費用の1割に相当する額を超えるときは、1割に相当する額を負担することとなる。なお、一定所得以上の世帯は自立支援医療の対象にならない。また、費用が高額な治療を長期間にわたり続けなければならず（これを「重度かつ継続」という）、市町村民税課税世帯である場合、別に負担上限月額が定められている。
- 4 × 精神通院医療は、精神障害者保健福祉手帳の所持の要件は規定されていない。あくまでも、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者がその対象となる。したがって、入院医療に係る費用は対象から外れることとなる。また、再発予防のため、なお通院治療を続ける必要がある場合も支給対象となる。
- 5 × 法第54条第2項において「市町村等は、支給認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする」と規定されており、自立支援医療を利用する場合には、利用者が自由に医療機関を選択できるわけではない。また、市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者に支給認定の有効期間、指定自立支援医療機関の名称等を記載した自立支援医療受給者証を交付しなければならない。

解答 1



## 【障害者に対する支援と障害者自立支援制度】



事例を読んで、V相談支援事業所のK相談支援専門員がこの段階で紹介する障害福祉サービスとして、最も適切なものを1つ選びなさい。

### 〔事例〕

Lさん（30歳、統合失調症）は、週1回の精神科デイケアを利用している。Lさんは、過去に何度かアルバイトをしたことはあるが、症状の再燃により、短期間で辞めていた。最近になって、症状が改善し、生活リズムも安定したことから、将来を見据えて一般就労を希望するようになった。ただし、自分の能力や適性がわからないため、不安が強い。Lさんの相談を受けたK相談支援専門員は、障害福祉サービスを紹介することにした。

- 1 就労継続支援A型
- 2 就労継続支援B型
- 3 就労移行支援
- 4 就労定着支援
- 5 職場適応援助者（ジョブコーチ）

### Point

事例問題では、利用者の主訴を明確にとらえ、必要とするサービスや支援者と結びつけることが求められる。本事例の対象者は、精神科デイケアを利用している30歳の統合失調症のあるLさんで、V相談支援事業所のK相談支援専門員が、Lさんにふさわしい障害福祉サービスを紹介する場面である。Lさんの年齢、障害、これまでの状況と現在の生活及び本人の希望を踏まえて障害福祉サービスと結びつけることが問われている。

- 1 × 就労継続支援A型は、一般企業等への就労が困難な人を対象とするサービスである。障害福祉サービスの利用者であると同時に、雇用契約を結ぶ労働者であるという二面性をもつ。Lさんは、「自分の能力や適性がわからないため、不安が強い」ものの、一般就労を希望している。したがって、この状況で就労継続支援A型を紹介することは、Lさんのニーズを満たしているとはいえず、適切でない。
- 2 × 就労継続支援B型は、一般企業等への就労が困難な人を対象に、働く場を提供するとともに知識や能力の向上のために必要な訓練を行うサービスである。「一般就労を希望」しているLさんは「自分の能力や適性がわからないため、不安が強い」状況ではあるが、「症状が改善し、生活リズムも安定」しているため、一般企業等への就労が困難であると判断することは現状ではできない。そのため、就労継続支援B型を紹介することは適切でない。
- 3 ○ 就労移行支援は、一般企業等への就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うサービスである。Lさんは「一般就労を希望」しているが、「自分の能力や適性がわからないため、不安が強い」状況である。就労に必要な訓練を受けながら、自身に合った職種を探すことが、Lさんの課題解決につながるため、就労移行支援を紹介することは適切である。
- 4 × 就労定着支援は、就労に向けた一定の支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者を対象として、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所、家族等との連絡調整等の支援を行うサービスである。Lさんは、まだ就労に向けた支援を受けておらず、新たに雇用された状況ではないため、就労定着支援の対象にはならない。
- 5 × 職場適応援助者（ジョブコーチ）は、企業に雇用される障害者の職場適応に向けて、障害者や事業主に対して、雇用の前後を通じて、障害特性を踏まえた専門的な援助を行う専門職である。Lさんは、まだ就労先が決まっておらず、この状況では、職場適応援助者（ジョブコーチ）を紹介してもLさんの主訴は解決しない。



### 【障害者に対する支援と障害者自立支援制度】



「障害者総合支援法」における障害支援区分に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 障害支援区分に係る一次判定の認定調査の項目は全国一律ではなく、市町村独自の項目を追加してもよい。
- 2 障害支援区分の認定は、都道府県が行うものとされている。
- 3 市町村は、認定調査を医療機関に委託しなければならない。
- 4 障害支援区分として、区分1から区分6までがある。
- 5 就労継続支援A型に係る支給決定においては、障害支援区分の認定を必要とする。

### Point

障害者総合支援法（以下、法）におけるサービス利用に係る手続きに関する問題である。申請から支給決定までの流れについて押さえておく必要がある。市町村は、サービスの利用の申請をした者（利用者）に、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うなど、介護給付と訓練等給付の支給プロセスの違いについて理解しておきたい。

- 1 × 一次判定（コンピュータ判定）では、全国一律の項目を使用する。障害支援区分が公正・中立・客観的な指標であるために、一次判定は全国一律の項目によるコンピュータ判定とし、複数の有識者からなる市町村審査会による、障害者個別の状況を踏まえた総合的な判定を二次判定で行うというプロセスを経ることで質を担保している。一次判定では、認定調査の結果及び医師意見書の一部項目を踏まえ、一次判定用ソフトを活用して判定処理を行う。
- 2 × 障害支援区分の認定を行うのは、市町村である。市町村は、支給決定の申請があったときは、「政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする」（法第21条第1項）と規定されている。
- 3 × 支給決定にあたり、市町村に申請がなされると、市町村による認定調査が行われる（法第20条第2項）。この場合において、市町村は、当該調査を指定一般相談支援事業者等に委託することができる（同項後段）。医療機関に委託しなければならないという規定はない。
- 4 ○ 障害支援区分とは、「障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い）」である（「障害福祉サービスの利用について」全国社会福祉協議会）。
- 5 × 訓練等給付対象である就労継続支援A型に係る支給決定では、障害支援区分の認定は行わない。障害福祉サービスを利用しようとする場合、当該サービスが介護給付の対象なのか、訓練等給付の対象なのかで利用手続きが異なる。介護給付では利用に際してサービスごとに定められた区分以上の障害支援区分の認定が必要となるが、訓練等給付については原則として障害支援区分の認定は不要である。ただし、同行援護は介護給付の対象であるが、同行援護アセスメント調査票の基準を用いるため、障害支援区分の認定は、原則不要である。また、訓練等給付の対象である共同生活援助（グループホーム）のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴うものについては、障害支援区分の認定が必要となる。

解答 4



## 【障害者に対する支援と障害者自立支援制度】



事例を読んで、M相談支援専門員（社会福祉士）がこの段階で行う支援として、適切なものを2つ選びなさい。

### 〔事例〕

軽度の知的障害があるAさん（22歳）は、両親と実家で暮らしている。特別支援学校高等部を卒業後、地元企業に就職したが職場に馴染めず3か月で辞めてしまい、その後、自宅に引きこもっている。最近、Aさんは学校時代の友人が就労継続支援B型を利用していると聞き、福祉的就労に关心を持ち始めた。Aさんと両親は、市の相談窓口で紹介されたW基幹相談支援事業所に行き、今後についてM相談支援専門員に相談した。

- 1 友人と自分を比べると焦りが生じるため、自身の将来に集中するように助言する。
- 2 一般企業で働いた経験があるので、再度、一般就労を目指すよう励ます。
- 3 地域にある就労継続支援B型の体験利用をすぐに申し込むよう促す。
- 4 Aさん自身がどのような形の就労を望んでいるかAさんの話を十分に聞く。
- 5 Aさんの日常生活の状況や就労の希望について、両親にも確認する。

### Point

基幹相談支援センターの相談支援専門員の対応に関する事例問題である。本問を解く前提として、障害福祉領域における就労支援のあり方及び相談支援体制について理解しておくことが求められる。これらは、国家試験において事例問題だけでなく知識を問う問題でも頻出のテーマである。それらを理解した上で、本事例における相談支援専門員の対応について検討する。市の相談窓口で紹介された基幹相談支援事業所におけるインテーク場面であることも踏まえて検討していくことが求められる。

- 1 × Aさんは、一度は一般就労したもの3か月で退職し自宅に引きこもりの状態であったが、友人の話を聞き、一步を踏み出そうとし始めているところである。友人の話を聞き、前向きになっているこの状況はAさんにとって好ましい状況といえる。そのため、選択肢にあるように友人との比較がAさんの焦りの原因となると決めつけ、自身の将来に集中するように助言することは、相談支援専門員のかかわりとして適切ではない。
- 2 × Aさんにとって地元企業に就職したものの職場に馴染めず辞めてしまったことは、つらい経験であったと考えられ、そのために引きこもり状態になってしまったと推察される。友人の話を聞き、福祉的就労に关心を持ち始めたAさんの前向きな姿勢を否定し、現段階でつらい経験であった一般就労を再度目指すよう励ますことは、本人の思いに寄り添った支援とはいえない。
- 3 × Aさんは友人が就労継続支援B型を利用していると聞き、福祉的就労に关心を持ち始めたばかりの段階にすぎない。まずは、Aさんの今の思いを丁寧に聴き取り、Aさんの思いを汲むことが重要である。そのうえで、就労継続支援B型を利用したいという希望があった場合であってもすぐに体験利用等に結びつけるのではなく、さまざまな事業所の紹介や見学等を通じてAさんに合った事業所をともに探すといった丁寧なかかわりが望ましい。
- 4 ○ Aさんは、福祉的就労に关心を持ったとあるものの、そのきっかけは友人が就労継続支援B型を利用しているという情報のみである。まずはAさん自身がどのような就労形態を望んでいるのかについて丁寧に聴き取りを行う必要がある。相談支援を行う上で、本人の希望を聞くことは大前提であり、本人の意思不在の状態で進めることはあってはならない。
- 5 ○ まずはAさん本人の意思を尊重することを前提として、ともに暮らす両親から現在のAさんの生活状況を聞くことは有益である。また、両親が就労についてどのような意向であるかを確認することも、その後の支援に齟齬を生じさせないためにも有益であるといえる。

解答 4 5